公　示　送　達

次の者に係る書類は送達不能につき、地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は、新城市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月３０日

新城市長　下　江　洋　行
（　公　印　省　略　）

１　送達すべき書類

固定資産税都市計画税納税通知書

２　送達を受けるべき者

氏　名（名　称）	備考
来宝寺	令和８年度
以下余白	

３　上記の書類については、告示の日から起算して７日を経過した日に当該書類の送達があったものとみなす。